経営形態一覧表

加賀市医療提供体制調査検討委員会（第6回）資料7

公的 ⟷ 民間

運営主体	地方公営企業法（一部適用）	地方公営企業法（全部適用）	地方独立行政法人（非公務員型）	指定管理者制度	ＰＦＩ	民間譲渡
定義	・公共的サービスを経済性に基づき効率的に提供する手段であり、独立採算を原則とし、特別会計を通じて長期的にも受益と負担の関係を明確にした事業運営が図られる	・公共的サービスを経済性に基づき効率的に提供する手段であり、独立採算を原則とし、特別会計を通じて長期的にも受益と負担の関係を明確にした事業運営が図られる ・条例の定めにより、地方公営企業法の組織に関する規定及び職員の身分の取り扱いに関する規定も含めてすべての規定を適用する	・住民の生活や地域社会の安定などの公共上の見地から確実に実施される必要がある事務・事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接実施する必要はないが、民間の主体では確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるために地方公共団体が設立する法人	・普通地方公共団体は、公の施設（住民の福祉をもってその利用に供するための施設）の設置の目的を効果的に達成するためには、条例のの定めるところにより、当該公の施設の管理を行わせることができる。	・民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備（公共施設等の建設、改修、維持管理、もしくは運営又はこれらに関する企画）の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保する。	
根拠法令	・地方公営企業法（財務のみ）	・地方公営企業法	・地方独立行政法人法	・地方自治法	・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（ＰＦＩ法）	
施設の開設者	・地方公共団体（市長）	・地方公共団体（市長）	・地方公共団体（市長）	・地方公共団体（市長）	・運営方法により異なる	・民間法人
経営責任者	・市長	・管理者 ・管理者は市長が任命	・独立行政法人（理事長） ・理事長は市長が任命	・指定管理者 （地方公共団体の議会の決議により決められる）	・運営方法により異なる	・民間法人
中期目標等	・義務付けなし	・義務付けなし	・中期目標は市長が作成し議決が必要 ・中期計画は法人側が作成し市長の認可、議会の承認が必要	・義務付けなし	・義務付けなし	・義務付けなし
評価制度	・なし（議会によるチェック）	・なし（議会によるチェック）	・評価委員会の設置（自治体側）	・義務付けなし	・義務付けなし	・義務付けなし
財源措置	・行政的経費及び不採算経費を開設者が負担	・行政的経費及び不採算経費を開設者が負担	・行政的経費及び不採算経費を開設者が負担	・規定なし（指定管理者と協議の上交付しているケースが多い）	・運営方法により異なる	・規定なし
職員	・地方公務員（自治体職員） ・市長が任命 ・定数は条例で規定	・地方公務員（企業職員） ・管理者が任命 ・定数は条例で規定	・非公務員 ・理事長が任命 ・定数は中期計画の範囲内で弾力的に運用	・非公務員 ・指定管理者の代表者が任命 ・定数の規定なし（指定管理者内で管理）	・運営方法により異なる	・非公務員 ・民間法人の代表者が任命 ・定数の規定なし（法人内で管理）
予算	・市長が原案作成、調製 ・議決必要	・管理者が原案作成 ・市長が調製 ・議決必要	・独立行政法人が編成 ・議決不要	・指定管理者が編成 ・議決不要	・運営方法により異なる	・民間法人が編成 ・議決不要
実施病院 【出所】 自治体病院経営ハンドブック（平成22年）	・箕面市立病院 ・坂出市民病院（香川） ・中津市民病院（大分）	・川崎市立川崎病院 ・埼玉県立病院 （平成21年3月時点：129事業286病院）	・北松中央病院（長崎） ・県立こども病院（宮城） （平成21年3月時点：9法人15病院）	・市立奈良病院 （運営：地域医療振興協会） ・名寄市（運営：医師会） ・横浜市立港湾病院 （運営：日本赤十字社） （平成21年3月時点：53事業54病院）	・八尾市立病院（維持管理、医療関連サービス業務） ・高知医療センター（施設整備、維持管理、医療関連サービス業務）	・吉備病院（岡山市） →済生会 ・成人病センター多良見病院（長崎県） →日本赤十字社 （平成21年3月時点：16事業20病院）
メリット	・公共の立場から運営するため、地域住民にとって必要であれば不採算部門でも実施できる。	・権限と責任の所在が明確になり、予算や人事などの独立した権限を病院事業管理者が持つ	・透明性が高く、責任の所在が明確な法人運営により、効率的、効果的に行政サービスを提供可能である ・職員が公務員ではないため、人員配置や賃金体制等の柔軟性が高い	・民間企業の優れた管理手法を用いての経営となる ・費用や作業が少なくてすむ。他会計負担金など資金面の負担はない	・運営等の簡素化 ・自治体財政の弾力性向上 ・施設建設の工期短縮 ・施設建設資金の平滑化	・地域における医療サービスの継続性は維持しつつ、自治体との関係が喪失
デメリット（問題点）	・役所仕事になりがちで経営改善をしようという意識が希薄になりやすい。 ・公務員の給与体系となり、人件費が高くなるほか、会計負担金が必要である。 ・建築費、委託費、保守管理費などが高くなる傾向がある。	・管理者に権限を与え自由に経営をやらせる代わりに、成果が求められる ・組合対策が必要 ・強力な経営力がなければ一部適用と事実上変わらない	・市から分離した場合の財産処分の条件が難しい ・管理者の人事裁量権が高い	・人員配置や職員陣容、事業戦略について関与できない ・利益を優先するため、不採算部門は整備されない	・契約までの手続きに時間がかかる ・単年度予算との整合が必要となる ・比較的大型な案件に限定される可能性がある	・周辺住民や議会、職員、組合などのステークホルダーとの合意形成が必要である